

## 東京都消費生活条例第8条

○東京都消費生活条例では、知事に対する申出制度を設けています。

(知事に対する申出)

第8条 都民は、この条例の定め違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないため、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、知事に対しその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときはこの条例に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

3 知事は、都民の消費生活の安定と向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果を明らかにするものとする。

※ 具体的な被害を被った被害者等が個別的な被害の救済を求める申出（第28条）とは異なります。

○申出の手続きは、条例施行規則第2条で以下のとおり定められています。

第2条 条例第8条第1項の規定により知事に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出の趣旨及び求める措置の内容
- 三 その他参考となる事項

※ 申出は、口頭でなく「申出書」を作成して、郵送、持参又は電子申請（LoGoフォーム）により提出してください。

### ★郵送又は持参先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都生活文化局消費生活部企画調整課消費者情報担当

### ★電子申請（LoGoフォーム）

<https://logoform.jp/form/tmgform/974079>（LoGo フォーム）

なお、申出には下記の注意点がありますので必ずご確認をお願いします。

- 1 申出制度は、申出者の抱える個別のトラブルを解決することを目的としたものではありません。
- 2 申出ができる内容は、消費生活条例の定めに違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがある場合です。
- 3 2の権利の侵害が、申出者個人にとどまらず、広く都民に及ぶようなときに申出することができます。
- 4 申出ができるのは都民の方です（個人・団体は問いません）。
- 5 申出書の書式は任意ですが、以下を参考にして、申出内容をできるだけ具体的に記載してください。

### ○申出書記載例

申出書
年 月 日
東京都知事 殿
申出者の郵便番号・住所 氏名又は名称
東京都消費生活条例第8条の規定に基づく申出について
東京都消費生活条例第8条の規定に基づき、下記のとおり消費者の権利が侵されている疑いがあるので、適切な措置をとるよう求めます。
記
1 申出の趣旨 (条例の定めに違反する事業活動の内容、条例に定める措置がとられていない事実、その権利の侵害が申出者個人にとどまらず広く都民に及ぶ可能性)
2 求める措置の内容 (条例違反行為の是正・新たな基準等の設定など求める措置、当該措置を必要とする理由等)
3 その他参考となる事項 (権利侵害状況の詳細、同様の権利侵害を受けた者の証言等、消費生活センターや消費生活アドバイザー等有識者等の意見等)